

令和6（2024）年度 戦略的研究事業（学内公募型研究助成） 「重点研究支援」 募集要項

1. 目的

本研究費は国際レベルでの卓越した研究教育の拠点となり得る学術研究や、独創的な発想に基づく新しい研究領域の開拓を目指す挑戦的・先駆的な研究課題を厳選して支援し、国内外の研究ネットワーク醸成に繋がることを目的とする。募集は拠点形成支援型、萌芽研究支援型の2種目とし、学術研究推進本部内に設置する審査委員会の選定を経て、学長が助成可否を承認する。

【募集種目】

i) 拠点形成支援型

『研究領域の枠を超えた自由な発想と、世界水準の高度な基礎学術研究を深化させ、それを基盤として新たな知の融合を生み出す』という理念のもと、異分野融合により新たな国際的研究拠点を形成することを目指す先駆的・挑戦的研究。

ii) 萌芽研究支援型（対象：人文社会科学系に限る）

総合的な知の拠点化につながる人文社会科学系の研究で、将来の発展性が見込まれる独創的な萌芽研究（個人・共同研究）。

2. 応募要件

- ① 本学専任教員（令和6(2024)年4月1日採用者含む）を研究代表者とした研究。
 - ② 研究代表者として応募できるのは、一研究種目につき、一研究課題とする。
- ※学外の研究者を研究グループに加えても良いが、研究費の執行管理は研究代表者が行うこと。

3. 助成上限額と採択予定件数

- i) 拠点形成支援型：1件あたり上限1,000万円／年とし、年2件程度を新規採択予定。
 - ii) 萌芽研究支援型：1件あたり上限100万円とし、5件程度採択予定。
- ただし、採択予定件数は応募状況や予算状況により変更されることがある。

4. 助成期間

- i) 拠点形成支援型：令和6（2024）年度から2年以内とする。ただし、2年目の継続助成の可否および助成額（2年目は減額予定）については審査により決定する。なお、助成期間が2年であっても、研究費の使用は当該年度中とし、翌年度への繰り越しはできない。
- ii) 萌芽研究支援型：令和6（2024）年度中とし、研究費の翌年度への繰り越しはできない。

5. 採択後の義務（採択された場合に満たすべき要件）

- ① 研究代表者は、助成期間中の各年度において研究代表者として科研費を含む外部研究資金へ応募（継続申請を含む）すること。
- ② 事業終了後、翌年度4月末日までに「研究成果報告書」を学術研究推進本部事務局（研究推進課）

宛にメールで提出すること。(拠点形成支援型で2年間の助成を希望する場合は、これに加えて2年目の継続助成申請時に初年度の研究経過報告書を提出すること。)

- ③ 上記①②の採択義務が達成されない場合は、次年度戦略的研究推進事業への応募資格を停止(グループ研究にあつては構成員全員)し、かつ使用した研究費相当額を返還しなければならない。
- ④ 本助成により得た研究成果を発表する場合は、大阪公立大学戦略的研究推進事業による助成を受けた旨を謝辞等で明示すること。

6. 申請期間

令和6(2024)年2月29日(木)~4月10日(水) 15:00 <厳守>

※申請期間外に提出された書類はいかなる理由があつても受理しない。

7. 申請方法

申請者(グループ代表者)は、下記、本学ウェブサイト内「戦略的研究事業」ページに掲載の募集要項を熟読し、所定の様式をダウンロード及び必要事項を6ページ以内(個人調書除く)で記入後、PDFファイルに変換し、電子メールのタイトルを「**戦略的研究応募_重点研究〇〇〇〇支援型_研究代表者氏名**」として、学術研究推進本部事務局(研究推進課)宛にメールで提出すること。

※申請書は所定の書式を用い、6ページ以内(個人調書除く)にまとめてください。

【戦略的研究推進事業 URL】

大阪公立大学ウェブサイト>研究・産学官連携>研究推進・支援>研究推進施策>戦略的研究推進事業
<https://www.omu.ac.jp/research/promotion/measures/stragetitic/>

【メールアドレス：gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp】

※学術研究推進本部事務局からの受理メールをもって応募受付完了とする。

8. 審査基準と選考

① 選考

書類審査(審査委員会)+プレゼンテーション(拠点形成支援型のみ)→学長の承認により最終決定を行う。

② 審査基準

・本学の戦略的研究推進事業の目的および各支援型種目の趣旨に相応しく、かつ、科学研究費助成事業(科研費)、国・独立行政法人からの受託事業・受託研究等や民間企業との共同研究等、外部研究資金の獲得が見込まれる研究であること。特に、これまでの実績に基づき、異分野融合による新しい研究領域の開拓を目指す挑戦的研究を推奨する。

・本学が中心的研究拠点となる可能性が十分見込める研究であること。

※審査員による審査結果が同等の場合、男女共同参画の観点から女性研究者の研究力向上やリーダー育成に寄与すると判断される申請を優先します。

9. 選考結果

令和6(2024)年6月中旬を目途に選考し、選考結果を申請者に通知する。

10. 成果報告

事業終了後、1ヶ月以内に、「研究成果報告書」を学術研究推進本部事務局（研究推進課）宛にメールで提出すること。また科研費への応募及び採択状況について、学術研究推進本部で確認を実施する。

11. 研究成果における謝辞

本助成により得た研究成果を発表する場合は、大阪公立大学戦略的研推進事業による助成を受けた旨を謝辞等で明示すること。

謝辞（Acknowledgement）の記載例は次のとおり。

【和文例（2024年度の場合）】

「本研究（の一部）は、2024年度の大阪公立大学戦略的研究推進事業（重点研究）による支援を受けて行われたものです。」

【英文例】

・This research was supported (in part) by the 2024 Osaka Metropolitan University (OMU) Strategic Research Promotion Project (Priority Research) .

12. その他

(1) 監査

各研究は監査対象とする。

監査等により経費の不正使用等が認められた場合は、研究費の全部又は一部の返還を求める。

(2) 研究経費

研究経費は令和6(2024)年度戦略的研究推進事業経費から配分する。

本経費の執行は本学ルールに則り、各部署で管理する。

本経費は、当研究の遂行、研究を取りまとめるに当たって必要な経費とするが、以下については対象としない。

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 当研究に直接関係のない経費

(3) 関係規程等

大阪公立大学戦略的研究推進事業に関する実施要綱 令和5年2月10日改正

<問い合わせ先>

学術研究支援部研究推進課（杉本キャンパス）

TEL : 06-6605-3466（内線：杉本 3466）

MAIL : gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp

「重点研究支援」Q&A

経費の使途について

- Q 1 : 研究経費として認められないものはあるか。
A 1 : 建物等施設に関する経費および当研究に直接関係のない経費は認められません。
(例)網戸や窓ガラス、水道管の修繕など。
- Q 2 : 研究経費でパソコンや机、いす、書庫を購入できるか。
A 2 : 当研究に直接関係がある場合は可能です。
(例)研究データを保管する書庫、研究データを入力するパソコンなど。
- Q 3 : 当初計画どおりの内訳で使用しないといけないのか。
A 3 : 内訳の変更は可能ですが、大幅に変更する場合は説明を求めることがあります。
- Q 4 : 学外分担者に経費を配分することは可能か。
A 4 : 学外分担者へ経費を配分することはできません。経費は本学での執行に限ります。

応募資格について

- Q 5 : 研究代表者として複数応募することは認められるか。
A 5 : 研究代表者として応募できるのは、一研究種目につき、一研究課題です。したがって、同一の研究種目に複数の応募をすることはできません。
- Q 6 : 募集種目「ii) 萌芽研究支援型」は人文社会科学系以外の教員も応募可能か。
A 6 : 人文社会科学系の課題であれば研究科等問わず応募可能です。

応募書類について

- Q 7 : 応募書類を電子ファイルにて送付したが、受付確認(受理メール)が届かない。
A 7 : 受理メールをもって受付完了となることから、受理メールが届かない場合は、学術研究推進本部事務局へ必ずお問い合わせください。
- Q 8 : 応募書類は、PDF 形式以外 (word 等) でも提出可能か。
A 8 : 応募書類は必ず PDF 形式で提出してください。所定形式以外の場合、受理しません。

採択結果について

- Q 9 : 他の外部資金に採択されたため、当研究費の採択を辞退することは可能か。
A 9 : 辞退は可能です。
- Q 10 : 選考内容の開示請求は可能か。
A 10 : 戦略的研究推進事業(重点研究支援)の助成は、審査委員会の審査を経て学長が承認(学長裁量)することから選考内容の開示は予定していません。